

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 銚田市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.26 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.07 %
全職員	69.39 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.29 %
本庁課長相当職	97.77 %
本庁課長補佐相当職	97.62 %
本庁係長相当職	99.16 %

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	98.81 %
３１～３５年	91.98 %
２６～３０年	93.64 %
２１～２５年	88.99 %
１６～２０年	93.73 %
１１～１５年	91.78 %
６～１０年	94.03 %
１～５年	96.50 %

【説明欄】

扶養手当については、世帯主である男性に支給する場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は 87.72%となっている。

管理職に占める男性の割合は83.67%となっており、それに伴い管理職手当の支給額も男性職員の方が高くなっている。

* 算出対象は、令和５年４月から令和６年３月までに支給された給与です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。